

**第62回献血運動推進全国大会企画運営等業務委託
プロポーザル実施要領**

1 趣旨

第62回献血運動推進全国大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、令和8年7月に第62回献血運動推進全国大会を開催するに当たり、大会の企画・運営及び会場設営等を行う委託事業者を選定するため、プロポーザルを実施する。

2 委託業務の概要

（1）業務名

第62回献血運動推進全国大会企画運営等業務

（2）業務内容

「第62回献血運動推進全国大会企画運営等業務委託仕様書」のとおり

（3）委託期間

契約の日から令和8年9月30日まで

（4）予算額

34,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。ただし、この額は令和7年鳥取県議会12月定例会の議決結果等により変更する可能性がある。

3 スケジュール（予定）

項 目	日 程
実施要領等の公表・交付	令和7年12月1日（月） ～令和7年12月16日（火）
実施要領等に関する質問の受付	令和7年12月1日（月） ～令和7年12月24日（水）
実施要領等に関する質問の回答	～令和7年12月26日（金）
プロポーザル事前説明会参加申込書の受付	令和7年12月1日（月） ～令和7年12月5日（金）
プロポーザル事前説明会	令和7年12月10日（水）
プロポーザル参加申込書の受付	令和7年12月10日（水） ～令和7年12月16日（火）
プロポーザル参加資格審査に基づく結果通知	令和7年12月19日（金）
企画提案書の受付	令和7年12月23日（火） ～令和8年1月15日（木）
企画提案書のプレゼンテーション	令和8年1月下旬～2月上旬

審査結果の通知・公表	令和 8 年 1 月下旬～2 月上旬
委託契約の締結	令和 8 年 2 月下旬

4 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「単独法人等」という。）又は複数の単独法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとする。なお、単独法人等及び共同体は、次のとおり要件を満たす必要があるものとする。

（1）単独法人等による参加

参加者は、次の条件を全て満たしていること。

ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

イ 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

ウ 1,000 人以上の参加者規模で開催された全国規模のイベントで、元請として企画又は運営を完了した実績を有すること。また、皇族が御臨席（オンラインを含む。）の上開催された全国規模のイベントで、元請として企画又は運営を完了した実績を有すること。

エ 法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。

オ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

カ 次に掲げるいずれかの税金を滞納していない者であること。

（ア） 鳥取県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）

（イ） 法人にあつては、法人税（延滞税及び加算税（以下「延滞税等」という。）を含む。）

（ウ） 個人にあつては、所得税（延滞税等を含む。）

（エ） 個人にあつては、復興特別所得税（延滞税等を含む。）

（オ） 消費税（延滞税等を含む。）

（カ） 地方消費税（延滞税等を含む。）

キ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

ク 本件業務の調達公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの

日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ケ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者でないこと。

（ア） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（同法に基づく再生計画認可の決定を受けた者を除く。）であること。

（イ） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

（ウ） 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

コ 役員に、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者がいないこと。

（ア） 破産者で復権を得ない者

（イ） 拘禁刑（令和 7 年 6 月 1 日より前の場合、禁固以上の刑）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

サ 実行委員会との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

シ 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年鳥取県条例第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する者
ス 前号に掲げる者を役員、代理人又は支配人又はその他の使用人としている者

セ 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律 194 号）第 3 条の規定による政治団体）でないこと。

ソ 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定による宗教団体）でないこと。

（2）共同体による参加

参加者は、次の要件を全て満たしていること。

ア いずれかの構成員が上記（1）のアからエまでの要件を満たすこと。

イ 全ての構成員が、上記（1）のオからソまでの要件を満たすこと。

ウ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同体の構成員を兼ねている者でないこと、かつ単独法人等として参加している者でないこと。

5 プロポーザル実施要領等の公表・交付等

（1）配布期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）から 12 月 16 日（火）午後 5 時まで

(2) 配布場所

第62回献血運動推進全国大会実行委員会事務局

(鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課内) ※住所は6(3)に記載

※実施要領等は、鳥取県庁ホームページにも掲示します。

6 企画提案書等の作成に関する質問の受付及び回答

実施要領及び業務委託仕様書など企画提案書等の作成に関する質問がある場合は、次により提出すること。なお、電話での質問は、原則受け付けないこととする。

(1) 提出期限

令和7年12月24日(水) 午後5時(必着)

(2) 提出方法

別紙1「第62回献血運動推進全国大会企画運営等業務委託プロポーザル質問票」を電子メールにより提出するとともに、電話等で着信確認を行うこと。

件名は「企画運営等業務委託プロポーザル質問」とすること。

(3) 提出先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

第62回献血運動推進全国大会実行委員会事務局宛 (鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課内)

電話：0857-26-7977

メールアドレス：iryou-hoken@pref.tottori.lg.jp

(4) 質問の回答

全ての参加者に対して、令和7年12月26日(金)までに電子メールにより回答する。ただし、12月10日(水)開催予定の「プロポーザル事前説明会」までに受け付けた質問については、当該説明会にて回答する。

なお、参加者の権利、競売上の地位その他正当の利益を害するおそれがあるものについては、当該質問者のみに回答する。

7 プロポーザル事前説明会

(1) 日時

令和7年12月10日(水) 午後1時30分から

(2) 場所

鳥取県庁内会議室又は鳥取県庁周辺の会議室

※詳細は、プロポーザル事前説明会参加申込者に対して別途連絡する。

(3) 申込方法

令和7年12月5日(金)までに、別紙2「第62回献血運動推進全国大会企画運営等業務委託プロポーザル事前説明会参加申込書」を、持参、郵送又は電子メールにより

提出すること。

件名は「プロポーザル事前説明会参加申込」とすること。

(4) 提出先

上記6(3)に同じ。

(5) 留意事項

説明会では、本要領及び仕様書に記載のない具体の事項についても説明するため、本プロポーザルへの参加を希望する者は必ず出席すること。

8 参加申込書の提出及び参加資格の審査

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり関係書類を提出し、実行委員会の審査を受けなければならない。

なお、期限までに書類を提出しない者又は参加資格要件を満たしていないと判断された者は、プロポーザルに参加することはできない。

(1) 提出書類

ア 第62回献血運動推進全国大会企画運営等業務委託プロポーザル参加申込書
(様式1-1)

イ 第62回献血運動推進全国大会企画運営等業務委託プロポーザル辞退書
(様式1-2)

※ 参加申込後に辞退する場合のみ提出すること。

ウ 共同体構成員届出書(様式2-1)

※ 共同体で参加する場合のみ提出すること。

エ 第62回献血運動推進全国大会企画運営等業務委託共同体協定書(様式2-2)

※ 共同体で参加する場合のみ提出すること。

オ 共同体委任状(様式2-3)

※ 共同体で参加する場合のみ提出すること。

カ 誓約書(様式3)

※ 共同体で参加する場合は、全ての構成員分を提出すること。

キ 法人等概要(様式4)

※ 共同体で参加する場合は、全ての構成員分を提出すること。

※ 法人等の定款又は規約、直近の営業報告書、パンフレット(法人の概要が記載されたパンフレット等がある場合)を合わせて提出すること。

ク 事業実績(様式5)

※ 履行完了したイベントのうち、その参加者規模が献血運動推進全国大会と同等以上、かつ、参加対象者が全国にまたがる規模のイベントを3件選定して記載すること(皇族が御臨席(オンラインを含む。)になったイベントを優先)。

※ 共同体で参加する場合は、全ての構成員分を提出すること。

ケ 個人情報の管理に係る申告書（様式6）

※ 共同体で参加する場合は、全ての構成員分を提出すること。

コ 鳥取県税、法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書

※ 発行後3箇月以内のもの、写し可

※ 共同体で参加する場合は、全ての構成員分を提出すること。

（2）提出方法

持参又は郵送（書留）による。

なお、持参の場合の受付時間は、閉庁日（土・日・祝日）を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

（3）提出先

上記6（3）に同じ。

（4）提出期限

令和7年12月16日（火）午後5時（必着）

（5）参加資格の審査

上記（1）の提出書類により、参加資格について審査を行い、令和7年12月19日（金）までに別紙3又は別紙4により郵送にて審査結果を通知する。

9 企画提案書等の提出

参加資格の審査の結果、参加資格を有すると判断された者は、次により関係書類を提出すること。

（1）提出書類

ア 企画提案書（様式7）

企画提案書は、次の（ア）から（エ）までについて記載すること。

なお、A4判、縦方向、左綴じ、片面記載とし、別添様式の体裁を保てば、別に作成したものであっても可とする。また、必要に応じて記入枠の調整も可とするが、原則、様式全体で20ページ以内（※）とすること。

（※）共同体で参加する場合、法人等概要（様式4）及び事業実績（様式5）は、全共同体で各1ページとする。

（ア）法人等概要（様式4）

（イ）事業実績（様式5）

（ウ）業務実施体制（様式8）

※ 配置予定の統括責任者の氏名、所属・職名及び担当業務並びに実施体制等を記載すること。

（エ）企画案の概要及び特徴（様式9（a）～（h））

a 大会の開催案内に関すること。

b 大会の運営及び進行に関すること（プレリハーサル・総合リハーサルを含む。）。

- c 会場の設営・装飾及び音響・照明・映像等に関すること。
- d 受付・控室等の設置及び参加者の誘導に関すること。
- e 展示コーナー等の設置に関すること。
- f 式典BGM、「献血のうた」合唱、アトラクションに関すること。
- g 台風等の災害時における運営に関すること。
- h その他、仕様書に記載のない事項での提案

※ 様式9では表現が難しい場合は、任意の様式も可とする。

イ 会場内外のレイアウト図等

上記ア（エ）を説明するための図面等で、A4判又はA3判片袖折り（10ページ以内）とする。

ウ 見積書

令和7年12月10日（水）開催予定の「プロポーザル事前説明会」で配布する「第62回献血運動推進全国大会企画運営等業務委託仕様詳細」に基づき、積算すること。

また、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

なお、積算に当たっては、項目ごとに費用を記載し、積算内訳及び積算根拠等についても記載すること（任意様式）。

（2）提出部数

11部（原本1部、副本10部）を提出すること。

※ 企画提案書については、印刷物と別に電子媒体としてCD-R、DVD-R等のメディアでも提出すること。（Windows版、ワープロソフトはWord、表計算ソフトはExcel、画像データはJPEG又はGIFとすること。なお、企画提案に係る各様式の内容を具備していれば、プレゼンテーションソフトのPowerPointの使用も可とする。）

（3）提出方法

上記8（2）に同じ。

（4）提出先

上記6（3）に同じ。

（5）提出期限

令和8年1月15日（木）午後5時（必着）

（6）留意事項

ア 一提案者が複数の企画提案をすることは認めない。

イ 提出された企画提案書等の関係書類は、返却しない。

ウ プロポーザルの参加により知り得た内容については、無断で使用しないものとする。

エ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

オ 第62回献血運動推進全国大会実行委員会事務局が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

10 企画提案書の審査

本業務への企画提案を審査するため、提出された企画提案書等の関係書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時及び会場

日程は令和8年1月下旬を予定しており、日時及び会場については、参加申込書等を提出した者に対して、別途連絡する。

(2) 実施方法

ア 説明者は、1提案当たり3名以内とする。

イ プレゼンテーションは20分以内（プレゼンテーションに使用する機材等の設営及び撤去に要する時間は含まない。）、審査委員との質疑応答（ヒアリング）は10分以内とし、企画提案者ごとに個別に行うものとする。

(3) 留意事項

ア 各企画提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

イ パワーポイント等を用いて説明を行う場合、ディスプレイについては実行委員会事務局で準備するが、パソコンその他の必要な備品については説明者が準備・持参すること。

ウ 企画提案者が多数の場合、事前審査（一次審査）として、実行委員会事務局による企画提案書等の書類審査を行い、プレゼンテーション実施対象者を制限することがある。

11 受託候補者の選定及び企画提案の審査項目

(1) 受託候補者の選定方法

実行委員会が設置するプロポーザル審査会において、提出された企画提案書等の関係書類及びプレゼンテーションの内容について、審査項目ごとに審査及び評点を算出し、各委員の総合評点の合計点が基準点（各委員の配点の合計値の6割）を満たしており、かつ各委員の総合評点の合計が最も高い企画提案者1名を受託候補者として選定し、併せて次点者も選定する。

なお、各委員の総合評点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な企画提案者を受託候補者とする。

(2) 審査の評価基準・配点

企画提案の審査に係る評価基準（合計100点満点）は下記のとおりとする。

- ア 業務実績（１５点）
 - イ 企画の優秀性（３５点）
 - ウ 業務実施体制及び遂行能力（２５点）
 - エ 会場内外レイアウトの的確性（１０点）
 - オ 委託業務の理解度（１０点）
 - カ 見積額及び見積内容の実現性（５点）
 - キ 個人情報の漏えい等の有無（－）
- ※キについては個人情報の漏えい等が「有」の場合減算する（－５点）

（３）企画提案者が１者又ははない場合の取扱い

企画提案者が１者のみの場合であっても、評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該企画提案者を受託候補者とする。また、基準点に満たない場合や企画提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

（４）審査結果

審査結果については、別紙５により郵送にて各企画提案者へ通知するとともに、県ホームページで公表する。

（５）留意事項

- ア 企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - （ア）参加資格要件を満たしていないことが判明した場合
 - （イ）提出期限を過ぎて企画提案書等の関係書類が提出された場合
 - （ウ）提出書類に虚偽の記載をした場合
 - （エ）審査に影響を与えるような工作又はその疑いのある行為をした場合
 - （オ）実施要領に違反すると認められる場合
- イ 企画提案者は、審査結果について異議申立てをすることはできない。
- ウ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

１２ 契約の締結

- （１）委託業務に係る仕様について、受託候補者に選定された者と実行委員会が協議して確定させた上で契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託候補者と実行委員会との協議により最終的に決定する。
- （２）なお、受託候補者との協議が整わない場合は、次点者と協議を行う。

１３ 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものと

する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと判断された場合

1 4 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項（「知事」は「実行委員会長」と読み替える。）に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1 5 その他の留意事項

- (1) 参加申込書の提出をもって、本要領の記載事項を承諾したものとみなす。
- (2) 書類の提出後の修正は、認めない。（軽微なものを除く。）
- (3) 提出書類の作成及びプレゼンテーションに係る費用は、参加者の負担とする。
- (4) 企画提案書の著作権は、企画提案者に帰属する。
- (5) 企画提案書の使用権は、実行委員会に帰属する。
- (6) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することになる。
- (7) プロポーザル参加者は、本プロポーザルにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

1 6 問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 2 2 0 番地

第 6 2 回献血運動推進全国大会実行委員会事務局（鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課内）

担当：森

電話：0857-26-7977

メールアドレス：iryoku-hoken@pref.tottori.lg.jp